

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会

第3回協議会資料

平成15年12月1日(月)
於：奈良市役所正庁

目 次

協議事項関係

協議第 14 号	公社・公共的団体（土地開発公社関係）の取り扱いについて	1
協議第 15 号	慣行の取り扱いについて	3
協議第 16 号	介護保険事業の取り扱いについて	7
協議第 17 号	消防防災関係事業について	10
協議第 18 号	健康づくり事業（保健センター関係）について	13
協議第 19 号	建設関係事業（準用河川、国有・用悪水路関係）について	15
協議第 20 号	建設関係事業（急傾斜地崩壊対策事業関係）について	18
協議第 21 号	建設関係事業（屋外広告物事務事業関係）について	20
協議第 22 号	建設関係事業（道路管理関係）について	22
協議第 23 号	その他の事業（地籍調査事業関係）について	25

協議第 14 号

公社・公共的団体の取り扱いについて

上記の協定項目について、協議を求める。

平成 15 年 12 月 1 日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第 14 - 1 号	公社・公共的団体(土地開発公社関係)の取り扱いについて
都祁村土地開発公社は、合併までに清算し解散する。	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 経済建設部会 (課名 土地開発公社)

協定項目	公社・公共的団体の取り扱い	協定項目番号	14 - 1	関係項目	土地開発公社関係
調整内容	都祁村土地開発公社は、合併までに清算し解散する。				

No.	現況			調整の具体的内容																																								
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村																																									
1	<p>奈良市土地開発公社</p> <p>公有地取得事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>都市計画事業</td><td>3,276</td></tr> <tr><td>公園建設事業</td><td>79,686</td></tr> <tr><td>J R奈良駅周辺事業</td><td>6,716</td></tr> <tr><td>J R奈良駅連続立体事業</td><td>912</td></tr> <tr><td>指導改良事業</td><td>16,533</td></tr> <tr><td>J R奈良駅南区画整理事業</td><td>17,205</td></tr> <tr><td>駐輪場建設事業</td><td>2,247</td></tr> <tr><td>文化施設整備事業</td><td>1,302</td></tr> <tr><td>ならまち整備事業</td><td>3,905</td></tr> <tr><td>教育施設関連事業</td><td>75,761</td></tr> <tr><td>商店街共同施設設置事業</td><td>1,669</td></tr> <tr><td>福祉関連建設事業</td><td>4,003</td></tr> <tr><td>人権施設関連事業</td><td>4,484</td></tr> <tr><td>市営住宅立替事業</td><td>5,853</td></tr> <tr><td>中ノ川造成事業</td><td>159,761</td></tr> <tr><td>庁舎等施設整備事業</td><td>871</td></tr> <tr><td>計</td><td>384,184</td></tr> </tbody> </table> <p>公有地造成事業</p> <p>該当なし</p>	事業名	面積(m ²)	都市計画事業	3,276	公園建設事業	79,686	J R奈良駅周辺事業	6,716	J R奈良駅連続立体事業	912	指導改良事業	16,533	J R奈良駅南区画整理事業	17,205	駐輪場建設事業	2,247	文化施設整備事業	1,302	ならまち整備事業	3,905	教育施設関連事業	75,761	商店街共同施設設置事業	1,669	福祉関連建設事業	4,003	人権施設関連事業	4,484	市営住宅立替事業	5,853	中ノ川造成事業	159,761	庁舎等施設整備事業	871	計	384,184	<p>該当なし</p>	<p>都祁村土地開発公社</p> <p>公有地取得事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>針テラス事業</td><td>1,115</td></tr> </tbody> </table> <p>針テラス事業用地は、国土交通省の針インター改良に伴う道路用地として売り渡す。</p> <p>公有地造成事業</p> <p>針テラス擁壁工事 平成15年度 30,000千円</p>	事業名	面積(m ²)	針テラス事業	1,115	<p>都祁村土地開発公社は、合併までに清算し解散する。</p>
事業名	面積(m ²)																																											
都市計画事業	3,276																																											
公園建設事業	79,686																																											
J R奈良駅周辺事業	6,716																																											
J R奈良駅連続立体事業	912																																											
指導改良事業	16,533																																											
J R奈良駅南区画整理事業	17,205																																											
駐輪場建設事業	2,247																																											
文化施設整備事業	1,302																																											
ならまち整備事業	3,905																																											
教育施設関連事業	75,761																																											
商店街共同施設設置事業	1,669																																											
福祉関連建設事業	4,003																																											
人権施設関連事業	4,484																																											
市営住宅立替事業	5,853																																											
中ノ川造成事業	159,761																																											
庁舎等施設整備事業	871																																											
計	384,184																																											
事業名	面積(m ²)																																											
針テラス事業	1,115																																											

協議第 15 号

慣行の取り扱いについて

上記の協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年12月1日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第17号	慣行の取り扱いについて
<p>市の憲章、市章、市旗及び市の花、木、鳥については、奈良市に統一する。</p> <p>なお、月ヶ瀬村及び都祁村の憲章、村章、村旗及び花・木については、両地域のシンボルとして継承していく。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会 (課名 企画課)

協定項目	慣行の取り扱い	協定項目番号	17	関係項目	1.市民憲章
調整内容	市民憲章については、奈良市の制度に統一する。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
	<p>奈良市民憲章 (昭和43年11月3日制定)</p> <p>奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。</p> <p>奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間にならしましょう。</p> <p>奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。</p> <p>奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。</p> <p>奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。</p>	<p>月ヶ瀬村民憲章 (昭和60年12月26日制定)</p> <p>わたくしたちは、花と緑と水に恵まれた自然の中で、名勝「月ヶ瀬梅林」の歴史とともに、すぐれた伝統と豊かな人情を育ててきました。わたくしたちは、この歴史と伝統を受け継ぎながら、月ヶ瀬村民であることに誇りをもって、常に創意を生かし、より明るく豊かな住みよい「つきがせ」をきずくため、ここに村民憲章を定めます。</p> <p>1 恵まれた自然環境を守り、美しい郷土をつくりましょう。</p> <p>1 お互いの人権を尊重し、心のかようあたたかい郷土をつくりましょう。</p> <p>1 文化と教養を高め、希望に満ちた郷土をつくりましょう。</p> <p>1 健康な心と体を養い、明るくさわやかな郷土をつくりましょう。</p> <p>1 地域産業の振興につとめ、活力ある郷土をつくりましょう。</p>	<p>都祁村民憲章 (昭和59年3月21日制定)</p> <p>都祁は大和のまほろば、めぐまれた歴史風土の中ですぐれた伝統とあたたかい人情にはぐまれて来ました。わたしたちは、都祁村民であることに誇りと責任をもち村民の限りない生長と発展をねがってこの憲章を定めます。</p> <p>1 わたしたちは、みどり豊かな自然を守り、美しい郷土をつくります。</p> <p>1 わたしたちは、すぐれた歴史と伝統をうけつぎ、教養を深め文化の香り高い郷土をつくります。</p> <p>1 わたしたちは、互いに人権を尊び、心のかようあたたかい郷土をつくります。</p> <p>1 わたしたちは、スポーツに親しみ健康で明るい郷土をつくります。</p> <p>1 わたしたちは、産業の振興につとめ、豊かな住みよい郷土をつくります。</p>	<p>市民憲章は、奈良市の制度に統一する。</p> <p>ただし、月ヶ瀬村民憲章・都祁村民憲章は、地域の憲章として継承していく。</p>	

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会 (課名 企画課)

協定項目	慣行の取り扱い	協定項目番号	17	関係項目	3.市の花、木、鳥
調整内容	市の花、木、鳥については、奈良市の制度に統一する。				
No.	現 況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
	市の「花」・「木」・「鳥」の指定 (平成10年10月19日告示) 1 奈良市の花 ナラヤエザクラ 2 奈良市の木 イチイガシ 3 奈良市の鳥 ウグイス	月ヶ瀬村の「木」・「花」・「鳥」の指定 (昭和61年7月4日告示) 「木」 梅 「花」 うめ 「鳥」 うぐいす	都祁村の「木」・「花」・「鳥」の指 (昭和58年8月13日告示) 「木」 黄揚の木 「花」 スズラン 「鳥」 ウグイス	新市の「市の花」「市の木」は奈良市の制度に統一する。 ただし、月ヶ瀬村及び都祁村の「花」「木」については、地域の推奨の「花」「木」として継承していく。	

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会 (課名 企画課)

協定項目	慣行の取り扱い	協定項目番号	17	関係項目	2.市章、市旗
調整内容	市章・市旗については、奈良市の市章・市旗を用いるものとする。				

No.	現 況			調整の具体的内容
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村	
1	<p>市徽章 (明治36年5月5日制定) 徽章解説書</p> <p>1 桜花を式とせしは平城朝の歌人太宰少弐小野老朝臣の歌 青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薫如今盛有 万葉集略解云 元明天皇の御時奈良に都を遷されしより聖武天皇の御時に至りて弥盛なりしなるべしとあるにより又 一条天皇の御時に伊賀の花垣の莊を寄せられたる八重桜あり又興福寺の玄宗法師の愛せし楊貴妃桜もありて花としいへば奈良なることおのづと想像せらるればなり 附言 続日本紀に天平9年6月太宰大貳從四位下にて卒すとあり歌にて花といふ題にては桜の事をよむを常とす</p> <p>1 奈の字は花薬の如くに画くべしその奈の字は「示」は日月星の三光を形どれり某故は昔三笠山にて鶯に三光の啼音を習はしめしといへる古説もありて三蓋嫩草の諸山鶯の名所地として世に知られ古歌又多し花薬或は「にほひ」という鶯の異名を句鳥ともいへばかたがた土地の名物に因みて之を作れり又月日、鶯の滝などあるをや</p>	<p>村章 (昭和53年1月1日制定) 図案の説明</p> <p>月ヶ瀬の梅を原型とし、月ヶ瀬村の「ツ」をカタカナで図案化したものである。 中央に「ツ」の文字を3本に配し、過去、現在、未来にわたり名勝月ヶ瀬梅林を伝承し、花びらで未来に大きく広がり行く姿をあらわす。</p>	<p>村章 (昭和54年10月1日制定) 選定の理由</p> <p>上に伸びた線は振興と発展を現わし、円形は、村の平和を表徴する。</p>	<p>奈良市の市章を用いるものとする。 ただし、月ヶ瀬村、都祁村の村章は地域のシンボルとして継承していく。</p>
2	<p>奈良市旗 (昭和52年2月10日制定) 奈良市旗を次のように定める。 規格</p> <ol style="list-style-type: none"> 市旗の大きさは、縦2に対し横3の割合とする。 市旗の中央に市章を配置する。 市章の大きさは、縦の長さの5分の3とする。 旗の左端に文字「奈良市」を縦書き楷書体で配置する。 文字の大きさは、市章の縦の長さの5分の4とする。 市旗の配色は、地色に朱色(マンセル記号10R 5.5/14)、市章は緑(マンセル記号4G5.5/10.4)、文字は白色とする。 市章は、明治36年奈良市告示第22号の定めるところによる。 	<p>月ヶ瀬村旗 (昭和53年1月1日制定) 規格</p> <ol style="list-style-type: none"> 村旗の大きさは縦2に対し横3の割合とする。 村旗の中央に村章を配置する。 村章の大きさは縦の長さの100分の50以下とする。 地色は臙脂色(マンセル記号5R3/5)とし、村章は白色とする。 	<p>都祁村旗 該当規格なし</p>	<p>奈良市の市旗を用いるものとする。 ただし、月ヶ瀬村、都祁村の村旗は地域のシンボルとして継承していく。</p>

協議第 16 号

介護保険事業の取り扱いについて

上記の協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年12月1日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第19号	介護保険事業の取り扱いについて
<p>1. 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。</p> <p>2. 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。</p> <p>3. 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 保健福祉部会 (介護保険課)

協定項目	介護保険事業の取り扱い			協定項目番号	19	関係項目	・介護保険賦課徴収事務関係 ・介護保険システム関係																																																																								
調整内容	1. 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。 2. 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。 3. 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。 4. 介護保険の情報処理システムについては、奈良市のシステムに統一する。																																																																														
No.	現況						調整の具体的内容																																																																								
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村																																																																												
1	・介護保険料基準額(平成15年度) 年額 37,400円	・介護保険料基準額(平成15年度) 年額 24,000円	・介護保険料基準額(平成15年度) 年額 33,600円				第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階別</th> <th>基準割合</th> <th>月額</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.5</td> <td>1,558</td> <td>18,700</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>2,337</td> <td>28,000</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額×1</td> <td>3,116</td> <td>37,400</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額×1.25</td> <td>3,895</td> <td>46,700</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>基準額×1.5</td> <td>4,674</td> <td>56,100</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階別	基準割合	月額	年額	第1段階		基準額×0.5	1,558	18,700	第2段階	基準額×0.75	2,337	28,000	第3段階	基準額×1	3,116	37,400	第4段階	基準額×1.25	3,895	46,700	第5段階	基準額×1.5	4,674	56,100	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階別</th> <th>基準割合</th> <th>月額</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.5</td> <td>1,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>1,500</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額×1</td> <td>2,000</td> <td>24,000</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額×1.25</td> <td>2,500</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>基準額×1.5</td> <td>3,000</td> <td>36,000</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階別	基準割合	月額	年額	第1段階	基準額×0.5	1,000	12,000	第2段階	基準額×0.75	1,500	18,000	第3段階	基準額×1	2,000	24,000	第4段階	基準額×1.25	2,500	30,000	第5段階	基準額×1.5	3,000	36,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階別</th> <th>基準割合</th> <th>月額</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>基準額×0.5</td> <td>1,400</td> <td>16,800</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>基準額×0.75</td> <td>2,100</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>基準額×1</td> <td>2,800</td> <td>33,600</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>基準額×1.25</td> <td>3,500</td> <td>42,000</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>基準額×1.5</td> <td>4,200</td> <td>50,400</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階別	基準割合	月額	年額	第1段階	基準額×0.5	1,400	16,800	第2段階	基準額×0.75	2,100	25,200	第3段階	基準額×1	2,800	33,600	第4段階	基準額×1.25	3,500	42,000	第5段階	基準額×1.5	4,200	50,400			
所得段階別	基準割合	月額	年額																																																																												
第1段階	基準額×0.5	1,558	18,700																																																																												
第2段階	基準額×0.75	2,337	28,000																																																																												
第3段階	基準額×1	3,116	37,400																																																																												
第4段階	基準額×1.25	3,895	46,700																																																																												
第5段階	基準額×1.5	4,674	56,100																																																																												
所得段階別	基準割合	月額	年額																																																																												
第1段階	基準額×0.5	1,000	12,000																																																																												
第2段階	基準額×0.75	1,500	18,000																																																																												
第3段階	基準額×1	2,000	24,000																																																																												
第4段階	基準額×1.25	2,500	30,000																																																																												
第5段階	基準額×1.5	3,000	36,000																																																																												
所得段階別	基準割合	月額	年額																																																																												
第1段階	基準額×0.5	1,400	16,800																																																																												
第2段階	基準額×0.75	2,100	25,200																																																																												
第3段階	基準額×1	2,800	33,600																																																																												
第4段階	基準額×1.25	3,500	42,000																																																																												
第5段階	基準額×1.5	4,200	50,400																																																																												

No.	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	奈 良 市	月 ヶ 瀬 村	都 祁 村	
2	<p>・普通徴収の納期</p> <p>6月～3月(年10回)</p>	<p>・普通徴収の納期</p> <p>6月、9月、11月、3月(年4回)</p>	<p>・普通徴収の納期</p> <p>4月、7月、10月、1月(年4回)</p>	<p>普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。ただし、合併年度については現行のとおりとする。</p>
3	<p>・介護保険料の減免</p> <p>国が示している災害等の特別な事情のほか、低所得者に対する独自の減免措置を行っている。</p>	<p>・介護保険料の減免</p> <p>低所得者に対する独自の減免措置は行っていない。</p>	<p>・介護保険料の減免</p> <p>低所得者に対する独自の減免措置は行っていない。</p>	<p>奈良市の制度に統一する。</p>
4	<p>・介護保険の情報処理システム</p> <p>介護保険の4業務を汎用コンピュータで処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護資格管理 2 介護認定管理 3 介護給付管理 4 介護保険料賦課・徴収・収納管理 	<p>・介護保険の情報処理システム</p> <p>介護保険の4業務をパソコン或いは、クライアントサーバー機で処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護資格管理 2 介護認定管理 3 介護給付管理 4 介護保険料賦課・徴収・収納管理 	<p>・介護保険の情報処理システム</p> <p>介護保険の4業務をパソコン或いは、クライアントサーバー機で処理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護資格管理 2 介護認定管理 3 介護給付管理 4 介護保険料賦課・徴収・収納管理 	<p>住民サービスの低下を招かないよう奈良市のシステムに統一する。</p> <p>奈良市の既存システムの改修費用については奈良市が負担し、両村のデータ作成に係る費用は、両村各々が負担する。</p>

協議第 17 号

消防防災関係事業について

上記の協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年12月1日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第26号	消防防災関係事業について
<p>1. 防災会議及び地域防災計画については、奈良市の制度を基本とする。</p> <p>2. 防災行政無線については、奈良市の無線設備及び通信体制を基本に現行施設・設備を利用し統一を図る。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会 (課名 企画課)

協定項目	消防防災関係事業	協定項目番号	26	関係項目	防災会議、地域防災計画関係
調整内容	1. 防災会議及び地域防災計画については、奈良市の制度を基本とする。 2. 防災行政無線については、奈良市の無線設備及び通信体制を基本に現行施設・設備を利用し統一を図る。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
1	防災会議 開催時期 必要に応じて 会議構成 委員 36名 幹事 117名 委員・幹事の報酬及び費用弁償 報酬 委員 10,000円 幹事 9,500円 費用弁償(委員・幹事) 市内在勤 600円 市外在勤 2,200円	防災会議 開催時期 必要に応じて 会議構成 委員 9名 委員の報酬及び費用弁償 なし	防災会議 開催時期 必要に応じて 会議構成 委員 14名 委員の報酬及び費用弁償 なし	防災会議構成、報酬及び費用弁償については、奈良市を基本とする。 なお、委員等の選任については合併後二村の実情を踏まえ、調整する。	
2	地域防災計画 災害対策基本法に基づく、奈良市地域防災計画を作成 作成：昭和39年5月	地域防災計画 災害対策基本法に基づく、月ヶ瀬村地域防災計画を作成	地域防災計画 災害対策基本法に基づく、都祁村地域防災計画を作成	地域防災計画は、災害時の迅速な対応を図るため、合併後速やかに見直しを行う。	

No.	現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
	奈 良 市	月 ヶ 瀬 村	都 祁 村	
3	防災行政無線、災害放送 奈良市防災行政無線 基地局、中継局、遠隔制御器 13台、車載型34台、携帯型10 台、可搬型19台 奈良県防災行政無線 あり 通常災害放送 ならドットFMに委託	防災行政無線、災害放送 月ヶ瀬村防災行政無線 基地局、車載型10台、携帯型 16台 奈良県防災行政無線 あり 通常災害放送 有線放送で放送	防災行政無線、災害放送 都祁村防災行政無線 なし 奈良県防災行政無線 あり 通常災害放送 なし	災害時の情報収集・伝達体制等 の確保のため、奈良市の無線設備 及び通信体制を基本に、現行施設 ・設備を利用し統一を図る。 なお、両村役場に可搬型無線機 を設置する。
4	災害用備蓄物資 非常食として10万食を備蓄	災害用備蓄物資 非常食の備蓄なし	災害用備蓄物資 非常食の備蓄なし	その他の業務については、奈良 市を基本に災害時の対応に支障が 生じないよう早期に統一を図る。
5	避難所、案内標識 避難所(小学校等) 104箇所 一時避難地(近隣公園等)10箇所 広域避難地(奈良公園等) 5箇所 案内標識 全てに設置	避難所、案内標識 避難所 19箇所 一時避難地 指定なし 広域避難地 指定なし 案内標識 設置なし	避難所、案内標識 避難所 33箇所 一時避難地 指定なし 広域避難地 指定なし 案内標識 設置なし	
6	災害時相互応援協定 42市1町と相互応援協定 47郵便局及び19企業と物資確 保等に関する協定	災害時相互応援協定 松原市と相互応援協定	災害時相互応援協定 3郵便局と相互協力に関する 協定	

協議第 18 号

健康づくり事業について

上記の協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年12月1日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第35 - 1号	健康づくり事業(保健センター関係)について
<p>月ヶ瀬福祉センター及び都祁村保健センターは、奈良市に引き継ぎ、それぞれ地区の保健活動の拠点とする。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 保健福祉部会 課名 健康増進課

協定項目	健康づくり事業	協定項目番号	35-1	関係項目	保健センター関係
調整内容	月ヶ瀬福祉センター及び都祁村保健センターは、奈良市に引き継ぎ、それぞれ地区の保健活動の拠点とする。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
	<p>名称 奈良市保健センター</p> <p>所在地 奈良市二条大路南一丁目1番30号</p> <p>敷地面積 1,083.48㎡</p> <p>延床面積 900㎡</p> <p>規模 鉄筋コンクリート造 3階建</p> <p>職員数 保健師 24名 歯科衛生士 3名 栄養士 1名 心理判定員 2名 理学療法士 2名 計 32名</p>	<p>名称 月ヶ瀬福祉センター</p> <p>所在地 月ヶ瀬村大字尾山1124番地</p> <p>敷地面積 11,173.4㎡</p> <p>延床面積 1,394㎡</p> <p>規模 鉄筋コンクリート造 1階建1部地下</p> <p>職員数 保健師 1名 計 1名</p> <p>福祉センターでは、保健活動のほか、高齢福祉・介護保険・児童福祉・社会福祉協議会等の業務を遂行している。</p>	<p>名称 都祁村保健センター</p> <p>所在地 都祁村大字白石1084番地</p> <p>敷地面積 2,511.855㎡</p> <p>延床面積 309.7㎡</p> <p>規模 鉄筋コンクリート造 1階建</p> <p>職員数 所長 1名 保健師 4名 栄養士 1名(嘱託) 計 6名</p>	<p>奈良市の保健センターとして引き継ぐ。</p> <p>奈良市保健センターが中心的な役割を行い、月ヶ瀬福祉センターでは、主に月ヶ瀬地区を対象に住民サービスの提供を行い、都祁村保健センターでは、主に都祁地区を対象に住民サービスの提供を行う。</p>	

協議第 19 号

建設関係事業について

上記の協定項目について、協議を求める。

平成 15 年 12 月 1 日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第 39 - 1 号	建設関係事業（準用河川、国有・用悪水路関係）について
準用河川の占用許可及び占用料、行政財産(用悪水路)の使用許可及び使用料、法定外公共物(国有水路)の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 経済建設部会 (課名 河川課)

協定項目	建設関係事業	協定項目番号	39-1	関係項目	準用河川、国有・用悪水路関係
調整内容	1 準用河川の占用許可及び占用料は奈良市の制度に統一する。 2 行政財産(用悪水路)の使用許可及び使用料については、奈良市の制度に統一する。 3 法定外公共物(国有水路)の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
1	(1)準用河川の占用許可及び占用料徴収事務(別表比較表参照) 準用河川 5本 占用許可を与え占用料を徴収 平成15年4月現在 流水占用料徴収件数 0件 土地占用料徴収件数 23件 土砂採取料徴収件数 0件 (奈良市準用河川管理条例) (注)主な占用物件 占用料 通路橋・通路 1㎡年990円	(1)準用河川の占用許可及び占用料徴収事務(別表比較表参照) 準用河川 5本 占用許可を与え占用料を徴収 平成15年4月現在 流水占用料徴収件数 0件 土地占用料徴収件数 0件 土砂採取料徴収件数 0件 (月ヶ瀬村河川管理条例) (注)主な占用物件 占用料 通路橋・通路 1㎡年510円	(1)準用河川の占用許可及び占用料徴収事務(別表比較表参照) 準用河川 3本 占用許可を与え占用料を徴収 平成15年4月現在 流水占用料徴収件数 0件 土地占用料徴収件数 1件 土砂採取料徴収件数 0件 (都祁村準用河川管理条例) (注)主な占用物件 占用料 通路橋・通路 1㎡年620円	奈良市の制度に統一する	
2	(2)行政財産(用悪水路)使用許可及び使用料徴収事務 使用許可を与え行政財産使用料を徴収している。 平成15年4月現在 行政財産使用料徴収件数 41件 (奈良市行政財産使用料条例により、用悪水路の使用料として道路占用料を準用) (注)主な占用物件 使用料 第一種電柱 1本 年 1,000円 第二種電柱 1本 年 1,600円 第一種電話柱 1本 年 930円 第二種電話柱 1本 年 1,500円 外径0.2以上0.4m未満の管 1m 年190円 通路・橋 1㎡ 年 1,400円	(2)行政財産(用悪水路)使用許可及び使用料徴収事務 使用許可の実績はない。 用悪水路占用に伴う使用料はない。	(2)行政財産(用悪水路)使用許可及び使用料徴収事務 使用許可の実績はない。 用悪水路占用に伴う使用料はない。	奈良市の制度に統一する	

専門部会名 経済建設部会 (課名 河川課)

自治体名	奈良市			月ヶ瀬村			都祁村									
区分	種別	単位	占用料	種別	単位	占用料	種別	単位	占用料							
1 流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1ℓ 1年につき	4,500円	発電以外の用に供するもの	毎秒1ℓ 1年につき	4,500円	発電以外の用に供するもの	毎秒1ℓ 1年につき								
2 土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	1,000円	電柱 支柱 支線	1本 1年につき	200円	電柱 支柱	1本 1年につき	700円							
	第二種電柱	1本 1年につき	1,600円													
	第三種電柱	1本 1年につき	2,200円													
	第一種電話柱	1本 1年につき	930円													
	第二種電話柱	1本 1年につき	1,500円													
	第三種電話柱	1本 1年につき	2,100円													
	公衆電話所	1個 1年につき	1,400円													
	埋設又は架設管類	外径40cm未満	1m 1年につき	190円	埋設又は架設管類	1m 1年につき	100円	埋設又は架設管類	1m 1年につき	100円						
		外径40cm以上 100cm未満	1m 1年につき	480円							埋設又は架設管類	1m 1年につき	250円	埋設又は架設管類	1m 1年につき	250円
		外径100cm以上	1m 1年につき	950円												
	仮設建築物	1㎡ 1年につき	140円	架設建築物	1㎡ 1年につき	300円	架設建築物	1㎡ 1年につき	220円							
	通路橋 通路	1㎡ 1年につき	990円	通路橋 通路	1㎡ 1年につき	510円	通路橋 通路	1㎡ 1年につき	620円							
	その他前各項により 難しい工作物	1㎡ 1年につき	2,800円	その他前各項により 難しい工作物	1㎡ 1年につき	2,200円	その他前各項により 難しい工作物	1㎡ 1年につき	2,200円							
原形のままの占用	1㎡ 1年につき	80円	原形のままの占用	1㎡ 1年につき	70円	原形のままの占用	1㎡ 1年につき	70円								
養魚	1㎡ 1年につき	220円	養魚			養魚										

自治体名	奈良市			月ヶ瀬村			都祁村							
区分	種別	単位	採取料	種別	単位	採取料	種別	単位	採取料					
3 土石採取料	砂利	1 m ³	280円	砂利	1 m ³	220円	砂利	1 m ³						
	土砂	1 m ³	180円	土砂	1 m ³	140円	土砂	1 m ³						
	かきこみ砂利	1 m ³	280円	かきこみ砂利	1 m ³	220円	かきこみ砂利	1 m ³						
	栗石	直径8cm以上 20cm未満	1 m ³	310円	栗石	直径8cm以上 20cm未満	1 m ³	250円	栗石	直径8cm以上 20cm未満	1 m ³			
		転石	直径20cm以上 40cm未満	1 m ³		620円	転石	直径20cm以上 40cm未満		1 m ³	550円	転石	直径20cm以上 40cm未満	1 m ³
			直径40cm以上 60cm未満	1 m ³		1, 250円		直径40cm以上 60cm未満		1 m ³	1, 100円		直径40cm以上 60cm未満	1 m ³
			直径60cm以上	1 m ³		5, 680円		直径60cm以上		1 m ³	5, 000円		直径60cm以上	1 m ³

協議第 20 号

建設関係事業について

上記の協定項目について、協議を求める。

平成 15 年 12 月 1 日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第 39 - 2 号	建設関係事業（急傾斜地崩壊対策事業関係）について
<p>奈良県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金については、奈良市の制度に統一することとし、月ヶ瀬村・都祁村の受益地区負担金制度は廃止する。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 経済建設部会 (課名 河川課)

協定項目	建設関係事業	協定番号	39-2	関係項目	急傾斜地崩壊対策事業関係
調整内容	県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う2村の受益地区負担金は、廃止する。				
No.	現況				調整の具体的内容
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村	村	
	<p>(1)県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金</p> <p>国負担率 事業費の45% 県負担率 事業費の45% 市負担率 事業費の10% 受益地区負担率 なし</p> <p>【参考】 平成11年度～13年度に田原地区和田町で施工。(13戸) 市は、事業費の10%を負担。</p>	<p>(1)県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金</p> <p>国負担率 事業費の45% 県負担率 事業費の45% 村負担率 事業費の9% 受益地区負担率 事業費の1%</p> <p>【参考】 平成15年度施工 月瀬地区(大字)オクボ 10戸程度</p> <p>平成15年度調査 桃香野地区(大字)アタラシヤ 20戸程度</p>	<p>(1)県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金</p> <p>国負担率 事業費の45% 県負担率 事業費の45% 村負担率 事業費の5% 受益地区負担率 事業費の5%</p> <p>【参考】 平成15年度施工 下深川地区(大字)向井 8戸程度</p>	<p>月ヶ瀬村・都祁村の受益地区負担金については、廃止し、奈良市の制度に統一する。</p>	

協議第 21 号

建設関係事業について

上記の協定項目について、協議を求める。

平成 15 年 12 月 1 日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会 長 大 川 靖 則

協定項目第 39-3 号	建設関係事業(屋外広告物事務事業関係)について
<p>月ヶ瀬村及び都祁村地域は、奈良市屋外広告物条例の許可を要する区域とする。</p> <p>ただし、既存の屋外広告物については、合併後3年間の経過措置を設ける。</p>	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名

経済建設部会

(課名 景観課)

協定項目	建設関係事業	協定項目番号	39- 3	関係項目	屋外広告物事務事業関係																				
調整内容	月ヶ瀬村・都祁村地域は、奈良市屋外広告物条例の許可を要する区域とする。																								
No	現 況			調整の具体的内容																					
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村																						
1	<p>奈良市屋外広告物条例</p> <p>市域全域が許可を要する地域</p> <p>平成14年度</p> <table border="0"> <tr><td>新規許可</td><td>91件</td></tr> <tr><td>継続許可</td><td>442件</td></tr> <tr><td>変更許可</td><td>37件</td></tr> <tr><td>屋外広告業届</td><td>205件</td></tr> </table>	新規許可	91件	継続許可	442件	変更許可	37件	屋外広告業届	205件	<p>条例無し</p>	<p>条例無し</p>	<p>・景観保全のため規制誘導が必要なことから、合併後に奈良市屋外広告物条例により月ヶ瀬村・都祁村地域を、許可の要する区域とする。</p> <p>・既存の屋外広告物は、合併後3年の間は経過措置を設け、申請を受理する。</p>													
新規許可	91件																								
継続許可	442件																								
変更許可	37件																								
屋外広告業届	205件																								
2	<p>奈良市屋外広告物条例</p> <p>市域全域が許可を要する地域</p> <p>平成14年度</p> <table border="0"> <tr><td>新規許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>継続許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>変更許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>屋外広告業届</td><td>0件</td></tr> </table>	新規許可	0件	継続許可	0件	変更許可	0件	屋外広告業届	0件	<p>奈良県屋外広告物条例</p> <p>《許可区域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名阪国道の両側各々1,000m <p>平成14年度</p> <table border="0"> <tr><td>新規許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>継続許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>変更許可</td><td>0件</td></tr> <tr><td>屋外広告業届</td><td>0件</td></tr> </table>	新規許可	0件	継続許可	0件	変更許可	0件	屋外広告業届	0件	<p>奈良県屋外広告物条例</p> <p>《許可区域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名阪国道の両側各々1,000m ・一般国道25号の両側各々300m <p>平成14年度</p> <table border="0"> <tr><td>新規許可</td><td>1件</td></tr> <tr><td>継続許可</td><td>4件</td></tr> <tr><td>変更許可</td><td>0件</td></tr> </table>	新規許可	1件	継続許可	4件	変更許可	0件
新規許可	0件																								
継続許可	0件																								
変更許可	0件																								
屋外広告業届	0件																								
新規許可	0件																								
継続許可	0件																								
変更許可	0件																								
屋外広告業届	0件																								
新規許可	1件																								
継続許可	4件																								
変更許可	0件																								

協議第 22 号

建設関係事業について

上記の協定項目について、協議を求める。

平成 15 年 1 2 月 1 日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会 長 大 川 靖 則

協定項目第 3 9 - 4 号	建設関係事業（道路管理関係）について
道路管理にかかる手数料・占用料については、奈良市の制度に統一する。	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 経済建設部会 (課名 道路管理課)

協定項目	建設関係事業	協定項目番号	39-4	関係項目	道路管理関係
調整内容	道路管理にかかる手数料・占用料については、奈良市の制度に統一する。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
1	道路管理業務手数料 奈良市手数料条例による 市道境界明示 1件 600円 市道に関する証明 1件 300円	道路管理業務手数料 村道境界明示 無料 村道に関する証明 該当無し	道路管理業務手数料 村道境界明示 無料 村道に関する証明 無料	奈良市の制度に統一する	
2	道路占用料 奈良市道路占用料に関する条例による 道路占用料 (別記1)	道路占用料 月ヶ瀬村道路占用料に関する条例による 道路占用料 (別記1)	道路占用料 都祁村道路占用料に関する条例による 道路占用料 (別記1)	奈良市の制度に統一する	
3	法定外公共物(里道)占用料 平成15年度末制定予定	法定外公共物(里道)占用料 月ヶ瀬村法定外公共物管理条例による 法定外公共物占用料(別記2)	法定外公共物(里道)占用料 平成15年度末制定予定	奈良市道路占用料に準拠し、統一調整を図る。	

現

況

別記1

道路占用料(抜粋)

(単位:円)

占用物件	単位	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村
電柱	1本につき1年	1,600	200	1,200
電話柱	1本につき1年	930	200	690
共架電線	長さ1mにつき1年	10		7
看板	占用面積1㎡につき1年	4,400		1,100
工事中板囲・足場	占用面積1㎡につき1月	440	25	110

別記2

法定外公共物(里道)占用料(抜粋)

(単位:円)

占用物件	単位	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村
電柱	1本につき1年	未制定	200	未制定
電話柱	1本につき1年		200	
共架電線	長さ1mにつき1年			
看板	占用面積1㎡につき1年		500	
工事中板囲・足場	占用面積1㎡につき1月		42	

協議第 23 号

その他の事業(地籍調査事業関係)について

上記の協定項目について、次のとおり提出する。

平成15年12月1日提出

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会
会長 大川 靖 則

協定項目第47-1号	その他の事業(地籍調査事業関係)について
地籍調査事業については、継続して実施する。	

平成 年 月 日確認

奈良市・月ヶ瀬村・都祁村合併協議会の調整内容

専門部会名 企画部会 (課名 企画課)

協定項目	その他の事業	協定項目番号	47-1	関係項目	地籍調査事業関係
調整内容	地籍調査事業については、継続して実施する。				
No.	現況			調整の具体的内容	
	奈良市	月ヶ瀬村	都祁村		
	該当事業なし	<p>調査事業完了</p> <p>国土調査法に基づく地籍調査事業 開始年月日:昭和55年 完了年月日:平成9年</p> <p>地籍情報管理業務 地籍調査後の台帳管理</p> <p>農業委員会の農家台帳システムで 地籍の取り込み可能</p>	<p>調査事業継続中</p> <p>国土調査法に基づく地籍調査事業 昭和55年度から実施 平成33年度調査完了予定</p> <p>村全体実施予定面積 36.18Km² 実施済面積 10.63Km² 残面積 25.55Km² 調査除外地 7.7Km²</p>	地籍調査事業は継続する。	